茅ヶ崎市立小学校・中学校の 規模の適正化等に関する基本方針

平成19年4月

茅ヶ崎市教育委員会

茅ヶ崎市立小学校・中学校の規模の適正化等に関する基本方針

茅ヶ崎市の児童・生徒数の増加により、大規模化が見込まれる学校及び教室不足が見込まれる学校について、学習環境改善のため学校規模の適正化等に関する基本方針を策定する。

1 茅ヶ崎市立小学校・中学校の児童・生徒数の推移

茅ヶ崎市立小学校・中学校の児童・生徒数の推移については、小学校は昭和56年度、中学校は昭和61年度をピークに、その後、しばらくの間減少が続いていたが、小学校は平成14年度、中学校は平成17年度から僅かずつ増加に転じてきている。

平成18年5月1日現在は、小学校は児童数12, 677人(総学級数394、平均学級数22)であり、中学校は生徒数5, 630人(総学級数165、平均学級数13)である。

また、学校ごとの児童・生徒数、学級数等の推計からはとりわけ小学校については児童数の僅かずつの増加に伴い、今後、5年間の中で半数を超える小学校は児童数が増加するとともに、小学校全体の平均学級数も平成21年度以降は23学級となる見通しである。

2 茅ヶ崎市立小学校・中学校の標準的な学校規模

茅ヶ崎市立小・中学校の標準的な学校規模は、教育活動による効果、指導面の充実、 学校施設及び設備の現状、効率的な活用などを考慮し、次のとおりとする。

小学校については現状の平均学級数(1校あたり22学級、各学年平均3.7学級)を参考に1校当たり24学級、各学年4学級までを標準的な学校規模とし、中学校についても小学校と同規模(1校当たり24学級)を標準的な学校規模としたものである。

| ** | |
|---------------|------------------------------------|
| | , 141'之,M/(/)/型(BH/1/ C'之,M/)+日/日 |
| | 中学校の標準的な学校規模 |

| | 区 分 | | | 標 | 準 | 的 | な | 学 | 校 | 規 | 模 | |
|---|-----|---|-------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| 小 | 学 | 校 | 12~24学級(1学年2~4学級) | | | | | | | | | |
| 中 | 学 | 校 | 12~24学級(1学年4~8学級) | | | | | | | | | |

参考 国は、学校規模の標準として、学校教育法施行規則により小中学校とも「学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」としている。

3 学校規模適正化等のための基本方針

茅ヶ崎市立小学校の学校規模に関しては、全て平均化した場合の学校規模(1学年当たり平均3.7学級)が標準的な適正規模の上限(1学年当たり平均4学級)とほぼ同一であることから、現実の地域的な状況や学校施設の規模等の状況を考慮すると、多少の偏りまでは許容範囲と考えなければならない。

この、標準的な規模を超えているが許容の範囲の学校規模を、小学校については1学年当たり平均5学級までとし、平均学級数が5学級を超え、概ね児童数1,000人以上の規模の学校を過大規模校とし、学校規模の適正化等に向けて検討を行うこととする。

また、過大規模校に至らない場合でも教室不足により課題が生ずる学校についても検討を行うこととする。

さらに、通学区域の再編に当たっては、学校規模、通学の距離や安全性、地域コミュニティとの関係に配慮するものとする。

なお、中学校については、推計では全ての中学校が標準的な規模(1校当たり24学級以下)の範囲内に入るため、学校規模の適正化等の基本方針は小学校について定めるものとする。

基 本 方 針

- I 標準的な規模を超える市立小学校のうち、過大規模校(31学級以上規模の学校で、 概ね児童数1,000人以上の規模の学校)は、学校施設の使用の割り当てや学校と しての一体感の醸成、さらに緊急時等の対応等に関して大規模校特有の弊害が考えら れるため、通学区域の再編をとおして適正化を図るものとする。
- Ⅱ Iに該当しない学校であり、且つ児童・生徒数の増加により普通教室の不足が見込まれる学校については、次の基本により適正化を図るものとする。
 - (i) 教育活動に支障をきたさない範囲で、特別教室等を普通教室に一時転用する。
 - (ii) (i)によっても更に、教室不足が推計される場合は、通学区域の再編若しくは、 教室棟の増築または校舎の改築等を行う。
 - (iii) 教室棟の増築が不可能または増築による弊害が顕著な場合は、通学区域の再編を行う。

4 学校規模適正化等の計画

学校規模適正化等のための計画は、平成23年度までとし、基本方針に該当する学校 に関して行うものとする。

なお、平成24年度以降についても児童・生徒数の推移を的確に把握し、学校規模適 正化等のための検討を行っていくものとする。

5 基本方針の見直し

この基本方針は、社会環境の変化及び児童・生徒数の推移等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

6 施行日

この基本方針は、平成19年4月1日から施行する。

茅ヶ崎市立小学校・中学校の規模の適正化等に関する基本方針 平成19年(2007年)4月発行 発行 茅ヶ崎市教育委員会教育総務部学務課 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 電話 0467-82-1111(代表) 内線3322 FAX 0467-58-4265

ホームページ http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/